

ハンセン病事実検証調査事業 第9回検証会議（意見交換・その他）

平成15年4月17日（木）

【事務局（加納）】 お待たせをいたしました。それでは、検証会議の午後の日程を始めさせていただきますと思います。

まず初めに、きのう、きょうとさせていただきます聞き取りを聞いての意見交換をしていただきたいと思います。

【金平座長】 今、申しましたとおり、午後1時半から聞き取りについての意見交換、その後いろいろと内部的な議題をやりたいと思っておりましたけれども、どうしても少し早く立つ方もございますので、恐縮でございますけれども、委員の皆様たち、4.と5.の議題から先にやらせていただいて、後、時間いっぱい、聞き取りを聞いての交換ということにしたいと思いますので、ご了解くださいませ。

それでは、議題にあります、4.検証会議の研究・調査のあり方についてでございます。検証会議の研究については、検討会でも大分、検討会委員によって研究・調査が進んでいるところもございますけれども、いろいろとお打ち合わせしたいことがございます。

それでは、まずこれについて、検討会委員長の井上委員長からご説明をお願いいたします。

【井上検討会委員長】 後からお配りしました資料、「『情報の利用について』（案）」をごらんいただきたいんですが、今まで1年、検証作業を続けてきましたけれども、その中で、検証事業に当たって調査、収集した資料、そして、それに基づく情報について、いかに利用するのかということが問題になってきているわけです。特に、検証会議の委員、検討会の委員の皆さんはもちろんですが、さらに検証会議の研究の協力者、それから調査員等の方についても一定のルールを定める必要があるということで、基本原則だけ、きょうはご承認いただきたいということです。

大もとの基本原則につきましては、ハンセン病問題に関する事実検証調査事業の実施要領の第3項に規定があります。これはきょうの資料の契約書のところについていますので、後でごらんいただきたいのですが、検証事業で知り得た情報については検証会議限りで、その範囲において公表することができるという話になっています。それを受けまして、しかし、より具体的に現状にかんがみて規定を定める必要があるだろうということで、きょう

う、骨子をお諮りするわけです。

まず第1点は、本事実検証調査事業により知り得た情報の利用については、本事実検証調査事業継続中は以下のとおりとするということで、(1)にあります。講演、著作等、本事実検証調査事業以外の活動においては利用しない。これが実施要領の第3項を受けた原則になります。ただし、現実にはいろいろ公表等の要請等もありますので、そのような場合、あらかじめ検証会議の許可を得て利用することを認めるということで、あらかじめ検証会議の許可を得て利用する場合はこの限りではないと、こういう原則だけ定めるということであります。

2番目は、事実検証調査事業によって得た資料について、これは生データや写し等も含まれますが、事実検証調査事業終了後は検証会議が指名した者の管理にかからしめることとする。こういうことを1項置くということで、事業が終了した後も、資料等については管理をきちんとするということです。

3番目は、1は事実検証調査事業の継続中のことでありますが、事業が終了した後も問題は引き続いて起こるわけです。これも実施要領には、事実検証調査事業が終了した後も同様であるという規定になっているわけでありまして、ですから、これが原則でありまして、1で述べているように、講演、著作等については検証事業以外で使わないということになります。これもただし書きを設けて、あらかじめ検証会議の指名した管理者の許可を得た場合はこの限りではないと、こういうふうに例外を認めようということでありまして、この管理者は当然に検証会議が指名する者でありますから、検証会議が利用等についての具体的な基準等を定めた場合は、その管理者が引き継ぐことになり、1と3は継続して、同一の基準のもとで許可し、利用ができるということになるわけでありまして。

もう1つ、最初に、情報の利用について適用をどういう範囲とするかということですが、一番上にありますように検証会議の委員、検討会委員、それから検討会・研究協力者、それから検討会委員の協力者、そして調査員というように、それぞれの方に規定を適用して、特に個人情報、プライバシーについて配慮をすることになります。運用していこうということでありまして。

以上です。

【金平座長】 ありがとうございます。

私どもが行います検証事業に伴う調査・研究の資料のあり方について、一つのルールをつくっていくということでございます。これは、きょうお配りした資料に基づいた、3点

ございましたが、これについて何かございますか。

【佐藤検討会委員】 お尋ねしたいことがございまして、本事業、趣旨に関しましてはまことにごもつともで、こうしたルールづくりは大切なことだと考えているんでございますが、本文の1にあります「本事実検証調査事業により知り得た情報」という定義について、少しお聞かせいただければと思う次第です。

といいますのは、公開資料を用いて何か話をする、あるいは著作をするということは許されるのか、許されないのか、そういうことまで制約を受けるのか。反面、これを狭く狭義に解釈するとすれば、検証会議の名において公開の請求をした情報、あるいは非公開を原則にした聞き取り調査であったり、多種の情報についてというふうにも解釈が可能かと思えます。運営要綱によりますと、検証会議は原則として公開とありますので、例えば公開情報が許される、許されないということいかんによっては、公開された内容をもとにして、新聞記者の方が記事を書かれることも禁止されることにもなるかと思うのでございますが、この知り得た情報の範囲ということについて、少し理解を深めさせていただければと思います。

【井上検討会委員長】 いろいろな議論がありまして、今、出ましたように最も広くとれば、期間中にいろいろなレベルで知り得た問題すべてについては、いわば縛りがかかるということになります。他方で狭く考えると、例えば個人情報、プライバシーにかかわる部分だけ公開できないというふうにもとらえられるわけではありますが、今のところは、原則をきょうはご確認いただいて、具体的な運用について、つまり許可の基準とその運用については、これからさらに検討させていただくということです。ですから、今のようなご意見を伺って、それを土台にしてさらに詰めて、運用のもうちょっと細かい、詳細にわたる基準等、それから手続を明らかにしていきたいということなんですが、なかなか難しい点もあります。ですから、きょうは少し、もしご意見あれば伺って、基準づくりに反映させたいということです。

【佐藤検討会委員】 それでは、一言だけよろしいでしょうか。

おそらく何か規則をつくることは必要でございましょうし、その場合には本事業で行った調査と、それから本事業と離れたところで行った調査と、分けることで整理ができるものもあろうかと思うのでございますが、極端な話、私、大学で教官をしておりますと、医学生がハンセン病についてちょっと講義をしてくれ、あるいはセミナーをしてつれということがあつたわけでございます。そうしますと、具体的にここでお話をするということ

なくても、過去の新聞記録であったり、あるいは出版物を見て年表をまとめて学生に話を
するという機会はたびたびあるわけで、その延長で執筆を求められることもあるわけで
ございます。公開資料といいますのは、医学書を3冊並べて、その中から抜き書きをして、
一般的な病気についての話をするという内容もございましょうし、非常に、今後のディス
カッションだということなんですが、普通に考えて、心配すれば切りがないし、どうなの
かというところを皆さんに、そういった問題もあるということだけわかっていただければ
と思います。

【金平座長】 ほかにございますでしょうか。それでは、今、検討会委員長からもお話
が出ましたように、まず基本原則だけは私たちしっかりと、やはりこの検証会議で知り得
た問題について、それをどう私たちが使うかということをはっきりさせておきたいと思
いまして、こういう原則を設けております。今、ご指摘もございましたし、これからまた話
めたいと思います。

何かございますか。

【井上検討会委員長】 きょうの資料 に誓約書というのが入っています。これは参考
資料ということで入れさせていただきました。今のルールをお認めいただいたということ
で、この原則をどう適用するか。特に、実態調査の準備が進んでいますので、調査員の方
にやはり誓約書を出していただいて、プライバシーの保護には万全を期したいというこ
ともあります。今まで議論してきた案ということで、誓約書をここまで一応の案をつくっ
たんですが、なお検討が必要だということで、これを検討した上で誓約書を協力員等の皆
さんに書いていただく。場合によっては、検証会議の委員の皆さん、検討会の委員の皆
さんにも改めて書いていただくことになるかと思っておりますので、その辺もご了解いた
だきたいと思っております。

【佐藤検討会委員】 そういたしますと、今後、文案の変更、あるいは細則が決定され
るということになるかと存じますが、モラトリアムについては、決定までの期間について
の扱いはどのように考えればよろしいでしょうか。

【井上検討会委員長】 それは、今、申し上げたのは調査員ということですから、検証
会議、それから検討会の委員の皆さんはこの原則を踏まえられて、とりあえずご自分の判
断で活動していただくということになります。

【金平座長】 何しろ今回の検証事業の中で、ここにありますように検証会議の委員、
検討会の委員、協力者、その他と非常に多くの者がかかわることになりますので、やはり

大きな基本原則だけは検証会議で決めておきたいと思います。細かいことについてはいろいろあると思いますので、今後考えてまいります。

それから、今、お話が出ましたけれども、ここに誓約書をお配りしてしまいましたけれども、これはまだ案の案でございましたので。きょう、まだお配りしないほうがよかったかと思えますけれども、こういうものを考えているということをご理解いただきたいと、きょうの時点では思います。これは案でございますので、ご参考までにとということぐらいにさせていただきたいと思えます。

それでは、次に移りたいと思えますが、よろしいですか。

【井上検討会委員長】 追加のもう1枚の資料です。「被害実態調査について」というのをごらんいただきたいんですが、きょう、お諮りしたいのは、1つは、被害実態調査という検証会議の1つの大きな柱、2つの柱のうちの1つであるこの調査の現状、どんな体制で今、進められているか。そして、予定について皆さんにご理解いただいて、被害実態調査は調査班だけの作業ではなくて、検証会議全体の重要な事業であることをご確認いただきたいということが1つであります。

それから、重要な事業を進めるに当たって、調査体制を強化する必要があるということで、これは特に調査班から要望を受けて、検討会に要望がありましたので、検討会委員長として検証会議にお諮りするということでもあります。

まず最初の、1.被害実態調査班活動経過・予定をごらんいただきたいんですが、3月には調査に協力していただく、特にソーシャルワーカー等の4団体ですね。この方たちの責任者、それから全寮協、各療養所の支部長の皆さんと、それから現実に調査員として参加していただく方も参加したところもありますが、主として責任者です。あるいは、世話役レベルでの合同の打ち合わせ会が開かれています。ここに調査班員が参加しまして、説明をさせていただいて、協力を要請したということです。それが3月21日と23日に行われました。

4月には被害実態調査員の名簿の登録があって、きょう、これも参考資料として、今まで出ているところで上げて、資料として入れさせていただいています。これは後で議事にしていただきます。

15日、おとといには、全寮協第57回定期支部長会議で、副座長、そして委員長の私とで調査の協力要請をさせていただきました。支部長会議では、全面的に協力していただくということで決定していただきました。これでよろしいですね。そういうことでありま

す。

そういう今までの経過を踏まえまして、4月から5月の間に、できるだけ早い機会に各園の自治会、それから各園長さん、事務長さん等に調査の協力依頼をしていく。これは副座長の内田さんと私とで、担当を分担してやらせていただくということです。きょう、議事を早めていただきましたのは、実はこれから宮古島に私が、南静園に要請に行きますので、最終の飛行機に間に合うには早く出るしかありませんので、早めていただきました。

そして、5月から6月にかけて各ブロックの責任者、これは調査班の責任者と、それから協力していただいているワーカー等の専門家集団の責任者、さらにブロックごとだけではなくて療養所に責任者という形で置かれますので、その責任者と自治会との打ち合わせ、あるいは園との打ち合わせを綿密に行うということで、会を重ねて信頼関係を築いていくということをさせていただくということでもあります。

それから、6月28日から7月6日の間に、主として土日を利用して、しかも各園で調査員の説明会を調査表に基づいて行いたい。ですから、28日前には調査表は完成するという事です。その調査表につきましても、中身については自治会と意見交換をしながら、調査表を練り上げていくという作業をさせていただきたいと思います。

7月中旬から10月、これは抜けていますね、調査実施です。聞き取りに入るということでもあります。1回2時間、大体2回をめどでと言っていますが、これは状況に応じて、弾力的に、時間のかかる方もいらっしゃるでしょうし、弾力的にやりたいということです。括弧して12月とありますのは、10月を一応目指しますが、全体延びることもあるだろうということで、12月を一つのめどとして挙げてあります。

こういう調査を踏まえまして、調査報告という形で一つの検討会の検討材料とするものを、来年6月には遅くとも出したいということで、今、作業を進めていますが、これも検討会としましてはできるだけ早く、あるいは中間的にも報告いただいて、議論を進めていきたいと考えています。これが第1点であります。

こういう流れで今、作業を進めていますので、いろいろ障害もありますが、全力を挙げてこれに取り組むということでもありますので、調査体制を強化していただきたいということです。

1つは、調査班の責任体制が必ずしも今まで明確ではなかった。これは検討会委員長の責任ではありますが、責任体制を明確にしたいということ、これをご承認いただきたいということです。

調査班の責任者としては、事業の重大性にかんがみて、検討会委員長が責任者を務めさせていただくということでもあります。

事務局は、調査班の松原委員、森川委員のお2人をお願いするということです。

さらに、各部ブロックごとにやはり責任者をきちっと決めることが大事で、主として自治会、園との折衝等で、実態調査をスムーズに運んでいくための調整役も務めていただきたいということで、各ブロックに検討会委員、あるいはアドバイザーの責任者を置くということです。東北については私、関東については私とアドバイザーの福岡先生に、これは委員となっていますが、今のところアドバイザーということで、正式に言いますと検討会・研究協力者ということになります。中国・四国は松原委員、九州は内田委員、沖縄は訓覇委員ということで、それぞれ責任者を務めていただくことにしたいと思います。このことのご承認をいただきたいということです。

それに伴いまして、調査班のメンバーを強化したいということで、前からお願いしてありました社会調査の専門家を検討会委員に加えるということで、検討会委員の増員をお願いしたいということでもあります。

それから、手続の確認とありますが、これは座長のほうでやっていただけるんですか。これもいいですか。

【金平座長】 いや、どうぞ。お願いします。

【井上検討会委員長】 確認ということで手続を書きました。検討会委員の増員については、こういうふうに推薦が検討会の委員等からあった場合、検討会の運営委員会で提案をして検討会が承認をする。その上で検証会議に承認を求めて、そこから法務研究財団が委嘱すると、こういう手続になります。今回は、社会調査の専門家ということで、増員は前からお願いしてありました。具体的にもお名前が挙がっていますが、検討会の運営委員会では、メールであります。皆さんにお諮りしてご了解いただいています。ですから、本来ならば検討会で承認してから検証会議にお諮りするのですが、今、検討会は皆さんに日程調整していただいていますので、その日程調整次第なのですが、今月末か来月初めには検討会を開きたいんですが、そこでお諮りすることになります。検証会議は今のところ予定が6月ということですので、検討会で承認された場合には増員を認めていただくということで、ご承認いただきたいということでもあります。

【金平座長】 ありがとうございます。

被害実態調査、この資料によりますと、いよいよ7月の中旬から10月、遅くても12

月と括弧がありますけれども、12月ではちょっと遅いと思いますが、こういうスケジュールで実態調査が行われます。それについて調査班を強化するというので、検討会の委員の増員につきましては、もう既に、この前にもこういう提案はしておりますが、本日、今、井上委員長の方から出ましたように、はっきりと検討会で承認されましたときには社会調査の専門家を検討会委員に加えるということ、きょう、検証会議でご承認いただきたいと思っております。これについてはよろしゅうございますか。

では、本日、お認めいただきましたので、社会調査の専門家がもう1人、検討会に加わることになりました。

それでは、被害実態調査につきましては以上でございます。はい、どうぞ。

【佐藤検討会委員】 委員長が責任者ということなので一言お尋ねをしたいんですが、調査項目や形式は今、考案中ということで、もちろんご協力願う方との打ち合わせも大事かと思いますが、最終的なものができ上がる前の段階で、検証会議、あるいは検討会の皆さんにご意見をいただくことは考えていらっしゃるのでしょうか。

【井上検討会委員長】 もちろん考えています。ただ、物理的にどれだけできるかという問題がありますけれども、最善を尽くして皆さんのご意見を伺うようにします。

【佐藤検討会委員】 いや、私、この活動経過・予定というものを拝見いたしますと、手続についてはわりとよく書いてあるんですが、今、どこまで進んでいて、どうなっているんだろうというのが伝わってこないものですから、いつごろどうなるのかしらというのを、ちょっと一言教えていただければと思っております。

【井上検討会委員長】 調査をやったことがあればわかりいただけだと思いますが、これだけの短期間でやる作業ですから、ここにそれぞれ当てはめていただくと大体のスケジュールはわかるのではないかと思います。5月から6月の間にブロックの責任者と打ち合わせしながら、自治会については先ほど、調査表についてもご意見を伺うという話をしました。ですから、このあたりのところですが、検証会議は6月下旬になりましょうか。そういう話ですと、ちょっと遅い。それから、検討会が5月の初旬にできると、調査表は骨子、あるいはどの程度できているかわかりませんが、そんな段階なんです。ですから、場合によっては郵送、あるいはメール等でご意見を伺うようなことをしたいとは思っています。

【金平座長】 少し明らかになりましたでしょうか。

今、委員長がおっしゃいましたように、私もこの間、オブザーバーで調査員の会議に出

ましたけれども、時間のない中で皆さんご努力いただいております。そして、これについては間に合わないことのないように、できるだけ急いでいただくということ。場合によっては合宿もやむなしということで、調査会の皆様たちが進められているということだけ、私からつけ加えておきたいと思います。

それでは、これで被害実態調査については、スケジュールと強化について申し上げましたけれども、このことについてですか。どうぞ。

【並里検討会委員】 この内容に対するお尋ねは前回から出ているんです。3月でしたっけ、前の検証会議のときに、私、質問させていただいたと思うんですけども、内容については、この成否を決める重大なポイントの一つだと思いますので、何を聞いて、どんなふうに聞いていただくのかというのはお尋ねしたと思うんですけども、これだけのスケジュールの中にどこでそれを、十分な時間がとれるようなご配慮をいただきたいと思います。

ただ、これは問題ではないのでしょうか、パーセンテージがちょっと、それはまた今度の問題ですか。

【金平座長】 今から、調査員の選任についてというところで。

【並里検討会委員】 何割……。ああ、そうですか。

【金平座長】 何割？

【並里検討会委員】 ええ。パーセンテージがここに書いてあるのは、これだけの人数をとということでしょうか。入所者の25%というのはそのまま、今、持っていらっしゃるアイデアなんでしょうか。

【井上検討会委員長】 並里委員ご存じのとおり、在園の方、非常に状態が多様です。25%というのはほんとうにあらあらの、話が伺える人、条件が整う人。しかも、今までさらにいろいろ話を伺っていると、どうも最高が25%ではないかということだと。あるいは、他方で、もっとたくさんお話を伺えるのではないかという話もあります。ですから、これは全くの目安です。

【並里検討会委員】 これについても、前回、私はご質問させていただいたと思うんですけども、どうやって選出するんですか。そこも客観性を決めるポイント、成功のかぎとなりますので、それについても十分な論議をお願いしたいと思います。どんなふうに出るかということですよ。

【井上検討会委員長】 それは話として伺っておきます。

【金平座長】 過密スケジュールの中で、それをとにかくこなしていきますという委員長のお言葉だと思いますけれども、それでいいですか。

【並里検討会委員】 信頼申し上げております。

【井上検討会委員長】 ご意見はいろいろ出していただければ、できるだけ反映をするようにしますが、神委員。

【神委員】 いいですか。

【金平座長】 お願いします。

【神委員】 14、15、16日の定期支部長会議の中で、具体的に実態調査はかくべからざるものだという認識では、私ども一致しています。しかし、入所者の中の多くは、家族とも非常に疎遠な関係のまま、生涯を療養所の中で終わるといふ方が大半でありまして、そういう人たちの背景にあるご家族は、疎遠になったまま裁判後も時間が推移をしております、ある意味では加齢、高齢になっていくと同時に、自分の人生の最後の局面をそれぞれ思いめぐらせていることも間違いない。そういう方々にとって、今さら自分のつらい過去を話したくないという人が多数いらっしゃることも、今回の定期支部長会議に集まった私どもの基本的な認識なんです。

それでは、具体的に、どういうふうにして調査に応じてくれる人たちを選ぶかという話についても、論議を深めたわけではありませんが、こういう方式しかないのではないかと、ということで私たちが認識しているのは、入所者全員に対して、自治会長、あるいは調査の責任者、あるいは実際に調査に当たっていただくソーシャルワーカー、そういう人たちと自治会とで十分意識の疎通を図って、両者が納得した上で、その内容について事細かく、園内放送を通して全入所者に説明をする。

しかるに、実態調査というのは非常に重要なので、我々のつらい人生を奪われてしまったという体験、状況を二度と起こさないようにという大義のために、我々は協力しようやという呼びかけをするんですけれども、療養所の中のやり方としては、まず全体に呼びかけて、認識をしてもらうことが1つ。調査の目的、意義を十分理解してもらった上で、調査に協力をしてもらう、聞き取りに応じてもらう人たちの名前を、各自治会がつけ出してもらいます。その中で、例えば大島支部であれば、何%になるか呼びかけてみなければわからないわけで、ある支部によったら2%ぐらいしかいないのではないかと、ある支部があったり、あるいは25%いるかもしれないという支部がある。しかし、これは実際に呼びかけてみなければわからないことで、推測の域を出ておりません。

したがって、事前の自治会側と調査に携わっていただく方々の十分な意思の疎通を図ることが1つと、その趣旨が入所者に対して徹底する方法をきめ細かく検討して実施をする。なるべく細かい相談をしながら、慎重にやっていただかないと、調査に対する不信感をもし持たれるような側面が感じられると、これはもう失敗します。そのところは非常に大事なので、自治会の会長も大変気を使うところなんです。それだけに、事前の関係者との打ち合わせが非常に大事だと思っています。並里先生が疑問に思われている方法は、当面そういう方法しかないだろうと、各支部長は頭に描いているはずです。

例えば、100人のつけ出しがあったとすれば、その100人に対して全員聞き取り調査ができる時間と予算があるかどうか。そこら辺の疑問点もやはりあるわけで、最終的に何人それに応じてもらえるかというのは、最後までなかなか絞り込めないのではないでしょう。私はそういうふうに思っています。

【金平座長】 ありがとうございました。

ここで一言だけ。やはり私たちが検証会議といたしまして、検証というものに当たりまして、被害者の実態調査というのは極めて大事なことでございます。これをいかに、ほんとうの意味の被害をえぐり出すかということのためには、調査の側も努力をしなくてはなりません。これに当たりましては、これに応じてくださる被害者の方々が証言に立ってくださることが極めて大事かと思えます。

そのことで私どもはいろいろと議論を重ねてまいりましたが、支部長会議がちょうどあるということでございまして、先ほどから話がありますようにご協力をお願いいたしました。幸いにご協力いただけるということを確認させていただく中で、しかも今、神委員からも、具体的にはどういうふうに考えているかというところまでお話しいただきました。これは調査員だけではなくて、検証会議に携わる者全員が被害実態調査を成功させるという方向で、今、いろいろな問題を克服していこうと思っております。

改めて検証会議の皆様方、いろいろなご意見ございましたら、どんどんおっしゃってくださって構いませんので、ひとつその基本的なところだけはみんなで努力して、調査を最後まで成功させたいと思います。これは神委員の言葉をかりても、私どもも調査に当たる実際の方々のお話を、私もじかに聞きましたけれども、調査の意味とか意義をまず知っていただくところから、そして私どもが、平たい言葉で言えば、人に話してもいいやと思ってくださるようなところまで持っていかないとまずいだろう。とてもほんとうのところはお話しただけなのではないかと考えておりますので、今、いかにして、時間はない

ということはいくつもわかりますけれども、その中でも、何回か足を運ぶということも可能な限りやりながら、実態調査に入りたいと思っております。重ねて皆様方のご協力をお願いしたいと思います。

それでは、次に進んでよろしいでしょうか。

この調査に当たりまして、もう1点、議題として出ております確認事項というのがございますので、これにつきましては内田委員のほうからお願いいたします。

【内田副座長】 では、私のほうからご説明させていただきます。

先ほどから座長、あるいは検討会の委員長が話をされておられますように、被害実態調査というのは検証会議の事業の中でも最も重要な構造の一つということでございます。現在、それに向けましていろいろな準備を、全寮協とか自治会のご協力を得るということとさせていただいているところでございますが、調査にご協力いただく方々のご負担も相当なものがあるということで、その点についても十分に配慮をしながらやっていく必要があるだろう。かつ、被害実態調査にかかわる人たちは200名を超えるというたくさんの方々でございますので、全体が一つになりまして、意思統一を十分に図りながらやっていく必要があるだろう。

それからまた、後ほど申し上げますが、被害実態調査というのは調査班によるものだけではなくて、検討会委員による個別研究におきましても被害実態調査が行われるということで、それについてもやはり含んで考える必要があるだろう。こういったことから、確認事項というのは検証会議全体で、座長名で、すべての検証会議のメンバーに対して周知徹底する必要があるだろうということで、確認事項につきましては検証会議で何回か議論を重ねてまいりました。この議論をまとめさせていただいたものが、本日、案という形でお配りさせていただいているものでございます。

内容は、幾つか掲げておりますけれども、かいつまんでご紹介させていただきますと、1つ目は、検証会議調査は独自の意義ないし性格を持つということでございます。本調査の意義ないし性格については、検証会議設置の経過及び検証会議の設置目的を十分に踏まえる必要があるということが1つでございます。

検証会議の側でも、このような独特の性格を踏まえて、外部の研究者等との関係については十分に留意して、その関係をつくっていくということが2つ目でございます。外部の研究者等に検証会議への参加や協力を求める場合においても、検証会議の設置経過や設置目的、研究成果の発表等に係る制限等について十分に説明申し上げて、これに従うという

形で同意をいただいた上でやっていくということでございます。

次に、国賠訴訟との関係でございまして、国賠訴訟判決が直接の契機となって検証会議が設置されたことから、同判決の見直しの問題は検証会議の枠外ということについても、やはり言う必要があるだろうと思っています。

2つ目の柱でございますけれども、全寮協も全面的な協力方について決定をいただいたということです。検討中ということでもございましたけれども、一昨日ご決定をいただいたということで、先ほど神委員からご紹介があったということでございます。

検証会議以外のその他の研究者等による調査も行われておりますけれども、全寮協におかれましては、検証会議の被害実態調査についてはやはり独自の意があるということで、全面的な協力を受けていただきました。そういうことを我々も十分留意する必要があるだろうということです。

それから、自治会、入所者の方に被害実態調査について十分にご説明申し上げまして、その同意をいただきました。その上で実施をしていくことが非常に必要だということでございますが、具体的にどういう形で自治会とか入所者の方々にご説明して、ご理解を得るかということにつきましては、全寮協とか自治体とも十分に協議しながら進めさせていただきたいということが2つ目です。

3つ目は、各園によっていろいろな事情が違う部分がございますので、各園のいろいろな事情に十分に配慮しながら進めさせていただきたいということでございます。

4つ目は、被害調査というのは非常に意義がございますけれども、ご協力いただく方にとりましては非常に負担感がございますので、負担感等に十分に留意してご協力を得るよう努めるということでございます。

5番目は、調査にご協力いただく方と調査に当たる者との間に信頼関係を構築することは、非常に重要な、必須不可欠のことでございます。しかし、他方であまりにのめり込むことがありまして、そのことが逆に阻害の問題とか、あるいはいろいろな問題を引き起こすことになってはいけないということで、この点について十分に配慮するということが5番目でございます。

6番目は、被害の意味が多義的だということに留意して、調査の実施、分析を行う必要があるのではないかとということです。被害と被害意識ないし被害感情との間にかなり距離があって、被害意識ないし被害感情につきましては療養所によっても、また入所者のお立場などによってもかなり違う部分もあるということに、十分留意してやっていく必要があ

るだろうということでございます。

それから、被害の評価と場の問題もでございます。どういうふうに場を設定するかによりまして、例えば強制入所か、自己の意思による入所かという問題も、非常に狭い場で見ますと自己の意思ではないかという議論も出てきますけれども、もう少し大きな点から見ますと強制入所と言える部分もあるということございまして、この点も十分に留意しながら、実態調査を進めていくことが必要だろうということでございます。

7番目は、当然のことでございますけれども、被害実態調査を遂行するに当たりましてはプライバシーに最大限の配慮をする。いくらしても、し過ぎることはないことに十分留意するということであります。

最後でございますけれども、先ほど申し上げましたように、被害実態調査は調査班に基づいてこれから行おうとしておりますけれども、検討会委員がそれぞれの研究テーマを遂行するために被害実態調査もやっておりますので、それも含めて確認事項を留意してやっていただきたいということです。

以上です。

【金平座長】 ありがとうございます。

何かご質問ございますでしょうか。当初、非常に多くの方に調査員としてお願いして、実施に当たっていただくということで、その方々の確認事項と、初めは私なども狭く考えていたんでございますけれども、今、内田委員のほうから、縷々、ご説明があって、特に最後のところにありますように、検証会議の委員も含めて全員が被害実態調査に当たることについて、これは全員に係る確認事項であると考えて、このような形で、座長名で各委員その他に確認のこれを出したいと思っております。

【佐藤検討会委員】 今、ご説明いただいたことは、資料の中に含まれてないんですが。

【金平座長】 入ってないですか。それはどうも失礼しました。佐藤先生、ありがとうございました。

【神委員】 みんな配られてない。今までの会合の中でやったものはあります。

【金平座長】 ございますか。配れますか。全員だって。申しわけございません。会議が終わるまでに配れますか。それでは、これはもう1回、配っていただいてごらんいただきたいと思っておりますので、ちょっとペンディングにいたしましょう。ただ、何の目的で、今、何を確認しようとしたかということだけは、ご説明を終わらせていただきます。

それでは、ちょっとこれはペンディングにいたしまして、これはご承認いただきたいん

ですけれども、承認は後にいたしまして、次の議題としまして調査員の選任というのがございます。この調査員につきましては、きょう、お手元に調査員の名簿がお配りしてありますので、ごらんくださいませ。確認しないといけないですね、配られておりますか。

これにつきましては、お1人お1人につきましてはここに書いたとおりでございますので、こういう方たちに調査員としてご協力をいただくことにしたいと思っております。これは前回のときにもお話ししてありますように、いわゆる調査、それから福祉、相談調査の専門家の社会福祉士会、精神保健福祉士協会、ソーシャルワーカー協会、医療社会事業協会、このような分野の方々をお願いいたしまして、リストアップしたものでございます。これについてはご承認をいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。ございませんか。

それでは、特別ご意見なければ、こういう方々が調査に何うことになります。ご承認いただいたことにいたします。

そうしますと、研究・調査のあり方についての最後でございます。情報開示のアクションについてというのがございます、これにつきましては資料 がございますので、ちょっとごらんください。

資料 「資料開示要望リスト」というのがございます、これは検討会の委員の方たちから、これまでに調査、閲覧したい資料のリストをお出しいただきたいという形で、お出しいただいたものでございます。これはまだ、この場で承認するとかそういうものではなくて、今後のご自分たちのそれぞれの研究・調査に当たって、調査、閲覧したい資料のリストが個別に各委員ごとに出されております。こういうリスト、資料の開示要求があったわけでございます。これにつきましては、前回のときに、2月26日の検証会議におきまして、検証会議としての情報開示アクションというものを決めいただきました。あれに基づきまして、今後、各委員から出ました資料リストに基づいて、それぞれのアクションを起こしていくということになるので、これは決めていただくというか、ご報告ということにとりあえずしておきたいと思っております。

この点についてはよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、今の資料は入りましたか。先ほど内田副座長のほうからお話しいたしました確認事項という資料。行きましたか。もう1回説明は省かせていただきますけれども、先ほどご説明ありましたとおりでございますが、何かご質問ございますでしょうか。この中の第2のところ、全寮協も全面的な協力方について検討中であると書いてございましたら、そのところはちょっと間に合いませんでしたので、全面的なご協力を得ることにな

ったと訂正させていただきたいと思っております。

それでは、ご確認いただいて……。

【森川検討会委員】 すみません。確認の意味なんですが、これはどういうことなんでしょうか。確認をして、どうしろということですか。

【金平座長】 先ほど、私、ちゃんと申しあげましたよ。座長名で各委員の方に配付申し上げたいと思います。これは検証会議委員、検討会委員、協力研究者、ここに書いてございますアドバイザー、そういうすべての方たちが、要するにこの検証に携わる者として、こういうことを確認し合うということでございます。

【森川検討会委員】 1つ注意したほうがいいと思いますのは、検証会議以外の形でハンセン病の問題について研究されている方というのはたくさんおられると思います。例えば、私は検証会議の検討会の調査とは別に調査活動を行っています。そういうこれまでの研究や、あるいは現在進行中の検証会議以外のハンセン病問題に関する研究に対する配慮も、必要ではないかと思えます。そこを、何ていうか……。

【金平座長】 検証会議で検証することですか、人ですか。もう1回整理してください。

【森川検討会委員】 私も説明しにくいんですが、何て言ったらいいんでしょうか……。

【金平座長】 ここで神委員のほうから手が挙がっていますが、そのことについてでしょうか。

【神委員】 支部長会議でも、既に沖縄愛楽園と宮古南静園では、森川先生ご自身、そして森川先生に協力をされる多くの学生さんが前々からお入りになって、自治会もこれをバックアップするという形で、ぜひ入所者もこの調査には応じてほしいという呼びかけをしながら、自治会も相当これには深くかかわらざるを得なかった時代が、今、まだ続いています。そして、検証会議は全く違った立場で改めて調査をしようとするわけなので、森川先生のグループがこれまで調査を行ったそのことと、今回、検証会議の立場でやろうとしていることについてのご発言でしたでしょうか。

森川先生のおやりになっている調査と、今回、検証会議でやろうとしている調査は明確に区分をしないとややこしい話になるし、その調査に応じる入所者の立場からいっても、また同じことを聞かれるのかという入所者もいらっしゃるということで、自治会長はいろいろ深い心配をしているのが実情なんです。かなり予算も伴うということで、自治会の予算措置を講じて、そして1人1人の自宅を訪ねて、協力してくれる人がなかなか思うように得られないので、かなり足を運んでお願いをしてまわったということも私どもは伺って

いるんです。

一番心配なのは、沖縄、宮古両園において、どういうふうにこれが整理をされていくんだらうかということは大きな懸念材料です。森川先生も、そういうことに今、言及なさったんですか。

【森川検討会委員】　そういう意識はあります。同じフィールドで調査が展開されることになると、もしかすると、いろいろ問題点も出てくるかもしれませんので、その場合にはいろいろな配慮をこちらのほうでお願いしたいということです。

【内田副座長】　ご意見と承ってよろしいですか。

【森川検討会委員】　意見です。

【金平座長】　今、神委員からも出ましたが、森川委員からのご発言はご意見として承ります。あくまで私どもが今回の事実検証調査事業に当たる者として、これは確認事項としておきたいと思います。既存のものとの関係とか、個別のことになりますといろいろあるかもしれませんので、一応これを原則的にお認めいただけますでしょうか。

【並里検討会委員】　前回もお尋ねしたと思うんですけども、在園していらっしゃらない方も行く行くは対象だと言っているように思いますよね。今回は、たまたま今の時点ではそれが入っていないというだけです。そういうふうに理解してよろしいですか。

【内田副座長】　おっしゃるように、私どもは被害実態調査につきましては、入所者、在園者の方々、それから退所者の方、非入所者の方、家族の方々を被害調査させていただきたいというのが掲げていることですが、具体的にどういう形でさせていただくかにつきましては検討しておりまして、在園者につきましてはこれから、先ほど委員長からご説明あったような形でさせていただきたい。退所者の方につきましては別途違う形を考える必要があるだろうということで、今、検討中、そういう形で検討しているところでございます。

【並里検討会委員】　何らかの組織に入っている、自治会とか全寮協という組織に入っていない人たちという意味も込めまして……。

【内田副座長】　その問題につきましては、委員長のほうから正式に検証会議と検討会にご説明、ご提案があると思います。

【並里検討会委員】　はい、わかりました。

【金平座長】　では、検証会議としては、調査に当たる者として、実施に当たってはということで実施に入るということをご確認いただきました。ありがとうございます。

情報開示のアクションのほうは、もうお諮りしたからよろしいですか。

それでは、次の議題に入りたいと思いますが、平成15年度の研究体制づくりについてでございます。

まず1番でございますが、報告書の起草委員会についてと書いてございます。これは第1年度、2002年度、私どもは今、報告書を出そうとしておりますけれども、そして2003年度、2004年度までを、一応、視野に入れながら我々の検証事業を進めるつもりでございますが、どうしても時間はすぐにたっとなってしまいます。研究または調査が終わったから、それではどういうふうにとめるか、またはどういうふう起草していくか、また、どう分担していくかを決めたのでは遅いと思ひまして、平成17年度の終わりまでに、どういうふう報告書をつくるかということについて、起草と言うとちょっと早いんですけども、起草委員会を立ち上げて、いろいろとそこら辺を視野に入れながら検証、緊急調査を総合的に進めていきたいと考えております。

これにつきましては、きょうのところは起草委員会を立ち上げたいということだけご報告しておきます。きょう、ここでご議決いただくとか、どういうメンバーでやるということではございませんが、繰り返すならば、検討会でもいろいろと各人がテーマを持って研究にもう入っていらっしゃいますし、先ほどから縷々申し上げているように、調査班その他の方たちが実際の調査に、少なくとも今年の8月から入っていただく形になり、その結果が今年中には出てまいります。

こういうものをまとめながら、結局は私どもが、検証会議に課せられております11の検討課題がございますので、この検討課題に対する一つの検討結果をまとめていく必要があるかと思ひます。先ほど佐藤委員がおっしゃったんでしょうか、どなたがおっしゃいましたが、どういうふうに1人ずつの、1つずつの結果をまとめていくかというところは、相当時間のない中で、何とか検証会議としての結果をまとめるべく努力する。そういう時間と仕組みを今からつくっておきたいというのが、きょうのご報告でございます。

ちょっと言葉が足りませんけれども、方向としてこういうものを起草委員会としてつくっていききたいと考えておりますので、次回ぐらいまでに具体的なことをご報告したいと思ひます。特にご意見ございませんでしょうか。

それから、検討会のほうで、きょう、井上委員長がお帰りになってしまいましたけれども、中間報告をちょうだいしながら、それを検証会議にご報告というんでしょうか、私どもも検討会の各メンバーの方たちのご研究の方向性を知りながら、それに対して意見を交

換する場を設けたいと思っております。今のところは、そういうのが何回もできればいいんですけども、そう何回もできないかもしれませんが、後でスケジュールのところでちょっとご提案をしたいと思っております。検討会の研究と、それを最終的には検証会議でオーソライズしていかなくてははいけませんので、その接点のところをどういうふうに持っていこうかと、今、少し考えておりますけれども、少なくとも9月ぐらいにでも、検討会の研究結果について、検証会議のメンバーとの間で少しディスカッションをしてみたいということも考えております。

よろしゅうございますか。ちょっと抽象的なお話になってしましまして相済みませんが、こういうふうに今から私たちが最終に目指すものを押さえながら、作業をやっていきたいということでございますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

次に、2003年度の検証会議の企画についてでございますが、資料 をごらんいただきたいと思えます。

今、私が申しました、一応、私どもとしてはここにございますように、こういうスケジュールでいきたいと考えております。検証会議の国立療養所を順次お訪ねするということにつきましては、ここに書いてあります日付で決定でございます。検討会のほうはまだ日付が決まっておりますが、大体、検討会、検証会議をこういうふうに進めていく。また、16年度も見通したところ、こういうことになるかと思っておりますが、私が先ほど回りくどい言い方で申しました、報告書の起草委員会に至る前の検討会と検証会議との意見交換のようなものを、15年度の9月をごらんいただきたいと思えますが、こら辺で1回、時間の調整をいたしまして、それが持てたらと考えております。また日程の調整をいたしますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

これは一言で言えば、検証会議がいろいろな結果についての報告を出さなくてははいけませんけれども、検討会の皆様たちが各項目について相当ご研究になっている中で、それができ上がってからご報告いただいても、それから検証会議が考えるということではなくて、そういうデータをお聞かせいただく中で、私たち検証会議もともに考えていくという趣旨でございます。その第1回を9月ぐらいと考えております。

これが2003年度の検証会議、企画というのはちょっとオーバーですね、日程でございます。

【鮎京委員】 補足ですが、準備会のほうで考えておりますのは、きょう、マスコミの方からお話をお聞きする機会を持ちましたが、こんなふうに被害者以外の方からもお話を

聞く機会を、今年度中に持ちたいということ準備会で考えています。具体的には、行政のハンセン病政策の流れについてお話ができる方お1人と、それから医療の専門家のほうで、ハンセン病の医療に関する政策というか、対応についての流れをお話ができる方を1人。具体的には全生園会議、あるいは敬愛園会議、ここら辺のところでお呼びしたらどうかということ、今、企画中でございます。実現するかどうかわかりませんが、一応報告しておきます。

【金平座長】 以上で本日の議題は終わりにしたいと思います。この後、初めにお約束いたしましたように、本日も、昨日もいろいろとヒアリングをさせていただきましたので、そういうことも踏まえまして意見交換をしたいと思います。

では、議事につきましては、これで1回終わりたいと思います。休憩はとらないでよろしいですね。

続きまして、聞き取りをさせていただいての意見交換に入りますが、これについてはいかがでございましょうか。どなたからでもどうぞ。確認いたしましたら、3時20分ぐらいまでいいということでございますので、短い時間ですけれども、せっかくだから、お話を伺って。

【筈委員】 各園で聞き取りをすることの意義を、きょう、改めて意義の大きさ、深さ、重さなどを痛感しました。私も同じ経験をしてきた者ですが、改めて1人1人の、愛楽園、ゆうな藤楓協会で聞かされた話、検証会議の本来の意義はここにあるんだと。こういう犠牲、こういう被害の中から、我々が、二度と再びこういう悲劇を繰り返さないための、再発防止のための検証会議の意義をほんとうに痛感しました。

特に今回、マスコミの代表の人というか、現場の記者さんのお話を聞いた。しかも、非常に大きな意味を持つ内容でして、私、マスコミの問題では、先ほども自分の発言の中で申し上げましたが、ほんとうに何をしているんだろう、このままでいいのかという思いがずっとありました。我々にとっては忘れがたい、さまざまな被害をマスコミから受けています。そういうことから、きょうの告発的な、同時に大きな勇気を持ってマスコミの方向転換を求める発言があった。今、審議の中でも、我々の被害の実態だけではなくて、第三者というか、客観的にこの問題をとらえて、ハンセン病に関する形での証言を得ることができる。医療の問題なんかは非常に大きな意味を持つのではないかと思います。

きょう、愛楽園で開かれた検証会議の意義は、日程も示されましたけれども、これからのさらに大きな前進というか、検証会議のあり方の意味を一層深めたのではないかと。

いう思いがいたしました。ありがとうございました。

【金平座長】 ありがとうございました。

ちょっと座長の座を置いてですけれども、私もここへ来て、どこの園に伺っても、それぞれのところのいろいろな独自の課題があると思いましたが、やはり沖縄の問題というのは、今回、伺っていて、沖縄のハンセンというものは、ほかと全く根が違うという問題ではないかもしれませんが、沖縄なるがゆえにいろいろな問題が、そこに複合的に重なった状況を知ることができたように思いました。皆様方、ほんとうに勇気を持って、ご自分を開いて出してくださっていることに感謝しながら聞いておりました。

あと、いかがでしょうか。鮎京委員、どうぞ。

【鮎京委員】 今、座長が言われた沖縄の特殊性ということにつきましては、私は前から、沖縄は大変に偏見、差別の強い地域なのだと聞いておりましたが、きのうときょうと聞いて、その実感を改めて強く感じたところです。とても集落というか地域が、人と人との間がタイト、密な関係になっているということで、情報がすごく遠いところまで非常に速い形で伝達されていく。特に、こういう偏見差別ものが、人の心の中に非常に深い形で伝達されていくことの怖さを感じました。

それと同時に、そういう偏見差別ものは人々の心の中の問題ではないかということを書いて、行政が放置しておくことはできない。そういうことがあるからこそ、そういうものを是正するための政策がより強く要求されるのではないかと改めて感じました。

もう1つは、きょうもまた新良田教室の話が出ました。どこへ行っても、この高校の話が出る。教育を十分に受けられなかった子供にとって、初めて高校ができたことがどれだけうれしかったか。そして、そこに行って失望を受けた、その失望の深さがどれだけ深かったか、どれだけきつかったかということがやはり忘れられない。どこに行っても聞く。この新良田教室の問題を一つのテーマとして私たち検証会議は取り上げて、教育の中のエポック、特に大きい問題として取り上げて、深く検証していく必要があるのではないかと思います。

【金平座長】 ありがとうございました。

では、牧野委員、いいですか。

【牧野委員】 笈委員とか鮎京委員がおっしゃられたこと、ほんとうに私も感じました。

医療の面から言いますと、陳述をしてくださった方々、皆、私はハンセン病の医者として見ると、外観的には軽症な方が多いです。もう1つ驚くのは、結婚をしているとか、

子供がおられるのが当たり前になっているんです。私たちの周りではこれは非常に例外です。そういう面ではベースが全く違うと感じました。

だから、いいかなと思ったら、そうではないんです。それはそれなんだけれども、やはりその上に偏見差別がある。これは何がベースにあるのかと思ったら、私は、その一つに貧しさがあるのではないかとすごく感じました。だから、家族があるのに、まだなお打ちひしがれる。こういう現状が沖縄にあるのではないかと強く感じました。

それと同時に感じることは、今、どういうことが起こっているかといいますか、人権ということに関して、沖縄というところは非常にセンシティブで、非常にベースが高いのではないかと。人権意識が非常に高い。そういうのをひしひしと感じる発言がたくさんあって、非常に頼もしく思った次第です。

あと、鮎京委員と同じように、やはり教育の問題は非常に重要だなとつくづく感じました。

以上です。

【宇佐美検討会委員】　きのうのお2人、きょうの3人の方々の証言を聞かせていただいて、私は沖縄は2回目なんです、ハンセン病に対するアメリカの政策、特にカトリックの人たちがおられた奄美大島、そして沖縄2園の問題が、もう少し開放された形で、家族との間の関係が非常に緊密だという思いをしております。

共同墓地からふるさとへの遺骨の問題については、きょう、触れておられませんでしたけれども、なかなか思うようにならないということも聞かせていただいております。これは本土と同じような問題だと思いますけれども、問題は、今の貧しさの問題もありますけれども、南方、亜熱帯の沖縄県において、どのような形でハンセン病が、比較的多発した地域において、その家族、そして本人たちがいかに苦しんだかということの一たんを、身にしみて証言を聞かせていただいて、本土も同じであったけれども、沖縄県もやはり、ブルータス、おまえもかという思いをしております。

先ほど新良田教室の問題について、非常に残酷な状態、貧弱な状態、また対人関係で先生と生徒との関係、そういう問題について、各園で聞かされたということ聞かせていただいて、当該の愛生園の入所者として、その問題にも若干かかわり合った者として、ほんとうにざんきにたえない思いがいたします。特に修学旅行の問題等については、自治会も園当局に対して再三にわたって、生徒会の人とともに礼拝堂において、夜間も再三にわたって交渉しても、当時の事務長のAさんは頑として応じなかったということ、昭和33

年ごろにも身にしみてやらせてもらっております。

また、昭和30年から6年間、特に初期においては、長島愛生園の不良田教室の先生になるために岡山県の教育委員会でいろいろ人選しても、みんなやめてしまう。結局、貧乏くじを引いた人だけが仕方なく来たという思いをしています。B先生とか、いろいろな先生もおられましたけれども、最初は非常に古い形の療養所の医者と患者との関係のような形で、予防着を着て、長靴を履いて、患者の金は全部消毒してガラス戸に張ったという状態。

最近の失火でこの教室とか図書室もなくなりましたけれども、面影はございませんけれども、まだ少し残っております。そういう面で、日本の中等教育、高等学校教育がいかに貧弱であったかという思いをさせていただいておりますので、今後この問題についても、自分のこととして皆さんにいろいろな問題について提起をすると同時に、卒業後、彼がいかに苦しんで就職したか、また大学へ行ったかということについても、いろいろと聞かせてもらっている問題についても、検証会議の中で実地検証し、あるいは本人たちの証言で皆さんに訴えてもらいたいと思っています。

先ほどの1953年の第7回のときの、沖縄の郡西部の大佐が帰ってから後の開放政策について、新聞が時期尚早だと言われたコメントがあったということを知りませんでした。これから改めて、為政者、そして医学界の先生方、厚生当局、また一般のマスコミの方々に、もう少し深くこの問題について、いろいろと専門の方がおられますので、わずかな時間でございますけれども、掘り起こしていただいて、報告書の中で十分に今後の課題に、また過ちを繰り返さないようにしてもらいたいと思っています。

そういう面で、一昨日から北京においてSARSが出ておりまして、日本に入ってくるときにショックだということを考えると、マスコミの発達した日本において、必要以上の差別偏見がまた起こるのではないかと危惧しております。理性的なハンセン病の対策、そして、その欠陥ををえぐって、復帰への問題についても、差別の問題についても、偏見の問題についても、きょうの証言等を基礎にして発展してもらうように、皆様のご検討をお願いしておきます。

【酒井検討会委員】 私、証人の出ていただく会、2回目なんでございますが、つくづく感じましたのは、感染症に対する過剰防御と申しますか、ばい菌とか、それから社会的にそうですし、また、ハンセン病の療養所で白衣と黒い雨靴を履いてとか、あるいは教師

までそういう格好をして出てきた。まるで中世の感染症に対する態度がそのままハンセン病療養所で生きていたということと、そういうことを放置していた医学界の問題。医学界の正確な知識を普及させなかったという、感染症に対する正しい、伝染病と当時は言っていたんですが、伝染病に対する正しい知識の普及がなぜできなかったか。そして、それが庶民の間にどんどん拡大していくと、ばい菌、ばい菌という形で大変嫌われていく。現在もばい菌という言葉が生きている。子供たちの間でばい菌なんていう言葉が生きているわけですが、そういうふうになっていった背景というのは、やはりきちっと押さえておかなきゃいけないとつくづく感じた次第です。

【金平座長】 ありがとうございます。

【佐藤検討会委員】 沖縄に参りまして、実は一つ期待をしていたことがありまして、61年に琉球ハンセン氏病予防法ができて、日本の中では非常に早い時期に外来治療や退院が制度されたこの地域で、違いがあるのかないのかを一つ見きわめたいという気持ちが強かったんですが、お話を伺ってみますと、少なくとも中におられた方々にとっては、あまりほかの地域と変わらないのではないかという印象を持った反面、もう一度その問題についてよく考えてみる必要があるだろうと思っております。

新聞社の方がニュースクリップを用意してくださったんですが、1970年以降のものについては、私、まだ知識が空白でございまして、61年にここで予防法ができて、それから20年、30年で、沖縄で、療養所の中あるいは外で何が変わり得て、何が変わらなかったのかということを考える必要があるだろう。本質的にそれで何かが変わっていなかったとすれば、61年の琉球ハンセン氏病予防法における政策手段の選択か、あるいはその実施が実効性を欠くものであったという評価も可能であろうと思う次第です。

もう1つ、2つ可能性として考えて、この場におられる森川先生、沖縄におられるので、ぜひまた改めてお教え願えればと思うのは、ここ愛楽園で、あるいは藤楓協会の方々が、外来治療や軽快退院というものを制度として少なくとも持っていたこの地域の方々、医療関係者の方々が、日本国内、ほかの地域に対してリーダーシップを発揮し得る可能性があったのかなかったのかということ。あるいは、自治体が自分たちの経験をもう少し知識としてほかにリーダーシップを発揮する可能性がなかったかと、いろいろ新たな課題についても考えさせられた次第です。

【金平座長】 ご専門の立場からありがとうございました。

では、並里委員も一言。

【並里検討会委員】 前から日本とは大分違うということはわかっていたんですけども、今回、初めて感覚として、一時はしょうけつを極めた、高い頻度で有病率があったということがわかりまして、特に私が小さな自分のフィールドでやっております、世界的にも最も高い地域の一つなんですけれども、小さな村で調査しておりますが、その部落とほとんど同じぐらいの有病率かなと。当時ですね。きょう、お聞きした、聞き取り調査の方のお話を聞いてそう思いました。大きな違いは、片やMDTといいますか、ほかのものもあるんですけども、確立された治療法がある今現在と、全く何も化学療法が、大風子油ですら入手できなかった時代と地域での差。人々のこの病気に対する反応の差をまざまざと感じました。

もう1つなんです、邑久高校のことが鮎京先生のほうからもお話がありましたけれども、もう一度この問題についてといたしますか、調べていただくと非常にいいなと思うんですけども、たまたま私の元患者さんとか、私のところによくいらっしゃる方々のかなりの方が、大部分と言ってもいいぐらいですけども、邑久高校の出身なんです。しかも、その方々は入所しておりません。また違ったご意見が、というのはいろいろな角度からという意味なんですけれども、あるはずですよ。私自身もつかんでおります。

きょう、先生の話が1人出ましたけれども、残念ながら年齢的に他界していらっしゃる方が多いかもしれませんけれども、もし調べられたら、先生方、お1人でもお話を聞きたいなと。先生方呼んでくるのにとっても大変だったと、先ほど宇佐美委員の話がありましたけれども、そういう方々にこちらの要請側としてはどういう説明をしたのか。それで当時の意識のレベルがわかるという感じがするんですけども、その先生方に対して、こういう学校なんですよと病気についてももちろん説明しなきゃならないわけで、どういうそこら辺のやりとりがあったのか、ぜひ聞きたいなという気がいたします。

それから、1つ、きのうの話ですけども、那覇ではMDTが1985年に始められている。もう拍手をしたいぐらいの気持ちでした。ざっと考えてですが、本土よりも10年ぐらい早いかなと。本土はばらつきがものすごくありますので、一概に言えませんけれども、10年は早かったなという気がしております。

もう1つ、一番最後に新聞の、きょう、メディアのお話があったんですけども、これに関しましては、ちょっと専門分野になると思いますし、私もその場では意見は述べなかったんですけども、自分の問題といたしますか私の分野として、当時の医学的なレベルと、それからわかっていたことを調べましたら、ありがたいことにスクラップをたくさんもらいま

したので、それについては自分のテーマとして後日報告いたします。

【金平座長】 ありがとうございます。

せっかくですから、短くしてでも全員お話しいただけるとありがたいんですが。

【森川検討会委員】 すみません。忘れないうちに最初に言いたいんですけども、先ほどの被害実態調査の実施に当たっての確認事項なんですけど、私、少し意味がわからないところがまだ幾点かありまして、例えば2枚目にのめり込みの抑制というのがありますが、のめり込みというのは何なのか。

【内田副座長】 先生、また後で、今、意見をそれぞれ言っていたいので、その点については後で事務局のほうへお寄せいただけますでしょうか。

【森川検討会委員】 わかりました。とりあえず私としては、確認するには留保が必要かなという印象でした。

それは置いておきまして、今回の会議、熊本地裁判決以後、沖縄のハンセン病の絶対隔離政策において、どういう被害が遭ったのかということ本土に向けて発信するというのは、非常に大切な課題であると思っておりまして。今回、こういう形でそれが実現できたことについて、大変成果があったのではないかと考えております。

それから、私も沖縄の隔離政策については少し調べておりますが、例えば佐藤委員がおっしゃられた61年の法律につきまして、どういう評価をするのかといったこともずっと考えておりました。今、ある一定の結論というのはありますが、少しだけ説明しますと、例えば61年の法律に基づいて在宅治療をするといった場合に、どういう運用が考えられていたかということ、1つは、法律上、感染性、伝染性の病気の患者さんだけが入所する。その伝染性にあるか否かをどこで判断するかということについては、一たん療養所に入所して、そこで判断するんだと、そういう方式が優先すべきものとして考えられていた。こうしますと、全く隔離政策自体は動かないわけです。

戦前から、沖縄県におきましても無らい県運動というのがかなり激しく行われまして、全患者を隔離するという方針で隔離政策が行われます。それが戦後も変わっていない。これは統計的にも示せることで、戦前の段階で沖縄県における入所者の数というのは、全国に対して大体1割です。これが、らい予防法廃止のときには15%です。逆に増えているわけで、これは隔離政策が基本的に変わっていない。戦後、沖縄において何がずっと法廃止まで変わっていなかったかということ、これは本土でも同じだと思うんですけども、とにかく隔離政策を解消に向かって動き出させるための、退所に関する制度構築が全くなか

った、ほとんどなかった。それが動き出さなかったという点で変わっていないと私は考えております。

【金平座長】 ありがとうございます。

では、一言でも。

【宮田委員】 きのう、沖縄タイムスの方の新聞のコピーをいただいて、きょう、お話を聞いたわけなんですけれども、非常に私、小さなショックといいますか、一番最初を見ていたら、58年の11月に、もう既に東京で国際らい学会が開かれていて、それに出ていた沖縄の民政府公衆衛生福祉部長のマーシャル大佐という方は、絶対隔離は必要なくて、患者を在宅治療にするべきなんだと。こういうふうに言っているという記事があって、その時点でそういう結論を引き出せるような状態であっても、やはり情報に気がつかないと、なかなかそれは伝わっていかない。

それから、さらに、もうちょっといって 番というのを見ていたら、何と国際らい会議というのは、1958年11月に東京サンケイホールで開かれていたと書いてあって、何だこれとは。もう既に旧社屋は破壊されて新社屋ができていますが、同じ場所でこういうことがあったのに、産経新聞としては重大な機会をそのとき逃してしまったんだと。単に会場がサンケイホールだったということだけではあるんですが、ちょっとじくじたる思いがしました。

先ほども言ったんですが、では自分がそのころの記者だったらと思うと、とても私としては当時の記者を告発する気にはなれない。ただし、何でそのときそういうチャンスをつかめなかったのかという思いは残るということで、先ほど訓覇先生もおっしゃっていましたが、そのとき、そのときに出てくる記事の必然といったもの、それから記事が出てくる必然と記事との関係。社会と言ったらいいのかもしれないんですが、その辺の相互作用というのももう一つ見ていく必要がある。

それは、振り返って今の我々にしてみれば、その社会状況の必然とは大きく違った今の社会状況の中で報道を続けているときに、やはり同じことが繰り返されていたのでは、さらにそれに輪をかけたものになるのかなということ、日々の感染症に関する報道はこれからもたくさんあると思うんですが、ほんとうに自分がちゃんとやれるのか。もうちょっとちゃんとしていかないとだめかなと改めて思いました。

【金平座長】 ありがとうございます。

【光石委員】 この2日間、聞き取り、短い期間でしたけれども、今まで強制隔離の「強

制」という言葉については、警察官が来てとか、保健所が来てとかということばかり考えていたんですが、貧しさとかいろいろなことのゆえに、入所する以外に選択肢がない状況に人々が追い込まれたという状況は、まさに強制隔離だなど私は感じました。私なんかは警察官が後ろに立っていてということばかり実はイメージしていたんだけど、それは特に沖縄の社会では違うなど。周り中でじわり、じわりという状況がよくわかったような気がしました。

以上です。

【三木委員】 これまでの聞き取りでも、私は不勉強なもので、いろいろな事実を知らされるにつけ衝撃を受け、悲痛な思いで元患者の方々のお話を伺ってきましたが、今回、沖縄へ来て、とりわけ重い言葉を使われて、胸打たれるところが随分多うございました。隠し通してきた女性が夫に打ち明けたら、夫が「おまえもつらかったろう」と言ってくれた。何とすばらしいドラマなんだろうとも思いました。新聞記者流に言えば、これほど人の胸を打つ、魂の告白というか、こういった題材があったのに、それを十分にすくい上げてこられなかったというのは、随分罪深いことだと思います。

沖縄タイムスの記者の方がつくってくださった、かつての記事のように、誤報であるとか、まさしく偏見と差別に満ちた記事を提供してきた罪とともに、やはり患者や元患者の皆さんの声をすくい上げて応じてこなかった。その不作為、言ってみれば不作為なんでしょう。努力不足というか、怠慢についても、新聞社は反省を迫られなければならないのではないかと思います。

同時に、先ほど牧野先生がおっしゃられたこととちょっと重なるのかもしれませんが、聞き取りに応じてくださった方は、そういった意味でどこかまだ、結婚されている方が多いとか、そういったこともありましょうし、多少なりとも苦しさの中に救いを見出された方だとするならば、ここへ出てこられない方々の声もさらに、懸命にこちらが耳を傾けていく必要があるだろう。今後の調査がそれに当たるんだと思いますが、もっともっと声なき声まで探り当てていかなければならないんだという思いがいたしました。

今回、特にメディアの話がいろいろ表へ出てきたわけですが、熊本判決の後で、私ども毎日新聞の社説でも、私が実は執筆担当者ではあったんですが、論説会議でさんざん議論したあげく、政府は控訴を断念しろということを書きました。新聞社ごとに多少トーンは違ったんですが、その方向で社説を書いた新聞社は、それなりに過去についてみずからも清算しようと、覚悟を決めたと言うとあれかもしれませんが、それなりの努力を始めよう

としているとご理解いただいているのではないかと考えています。まだ皆様へ申し上げられるような成果には到底結びついているものは出ていませんけれども、各新聞社はとりわけ自分のこととして、この検証会議の行方にも注視しているということだと思いますし、検証会議の研究成果をもとに自分たちを見つめ直す、言ってみれば反省の報道をするチャンスを得ているんだろうと思います。

今後のお願いではあるんですが、戦犯の立場でお願いしては申しわけないのかもしれませんが、検証会議の報告書はできるだけメディアを通じて人々に多く知らしめられるような内容にしていく。最終的な決着のつけ方を、マスコミの効果みたいなことも念頭に入れてご検討していただけないか。私どもが参加しているのは、どうやったら取り上げやすいか、ない知恵を絞れということでもあろうかと考えているので、できる限りのお手伝いをさせていただかなきゃいけないと思っていますが、なるべく人々に会議の途中経過もアピールしていくことも必要なのではないかということを感じました。

片一方でプライバシーを重視して慎重に扱わなければいけないテーマだと思う反面、こうやって僕が実際に耳にしている話は、やはりもっと多くの人で共有していかなければいけない貴重な体験だと思います。一方では、もう少し知らしめていく、言ってみれば広報みたいなことも考えていく段階に、そろそろ入っているのではないかというようなことを感じました。

【金平座長】 では、神委員、お願いします。

【神委員】 強制隔離とは何ぞやという問いかけが、今、俎上に上っていると思うんです。警官が来て、のら仕事をしているやつを手錠をかけてトラックに積んで、あるいは貨車に積んで拉致をしていった。あるいは、保健所員が繰り返し、繰り返し療養所に入れという勧奨に来るので、耐えられず、おれなくなつて療養所の中に入らざるを得なかった。そういうことを端的に強制隔離と言っていますが、私の個人的な体験を少し申し上げると、私は1951（昭和26）年に発病して、高校生であったんですが、どうしても通学できなくなって、学校に退学届を出して、療養所に入らざるを得ない状況に追い込まれていったんですが、療養所に入るよりも何とか通院治療、一時的な公的医療機関に入通院をすることによって病気の治療ができないか。昭和25年、26年に家族みんなで心配したわけです。

既に昭和24年のときから、ハンセン病療養所においては、プロミンと言われた薬が積極的に国も予算化をして使われていて、私が昭和26年に療養所に入ったときには、もう

1年、1年、病気が軽快していく状況が見られていた。にもかかわらず、らい予防法によって、特効薬と言われたプロミンが、療養所に行かなくては治療を受ける手段がなかった。なるがゆえに、私は療養所の中に入らざるを得ない立場に追い込まれた。これも強制収容の一環である、強制収容の被害者だと、当初から私はそのように主張しています。したがって、強制収容というのは、先ほどどなたかの先生もおっしゃったように、保健所の職員とか警官によって無理やり連れ込まれただけが強制収容ではない。日本の公権力によって、北朝鮮から拉致をされた国民も少なくないのかもしれませんが、私たちは日本政府によってふるさとから拉致をされた一人間であると、このごろつくづく思っています。

テレビニュースを見ておりましたが、異民族によって一方的に拉致をされて連れていった。これほどひどい人権侵害はないと思うんです。このニュースを見るたびに、私ども入所者は、一般の市民とは違った角度からこのニュースを見てきました。しかし、我々は、日本の、我が国の公権力によってふるさとから拉致をされた人間ではないか。北朝鮮から幸いに生き残って帰ってきた者たちの、肉親はもとより国民挙げてのあの歓迎ぶりを、私どもは複雑な思いを持って見てきました。

私たちはとっくに病気は治っているのに、家族のだれからも戻ってこいとは、戻ったら非常に迷惑顔をして、おまえは療養所の中で死んだことになっているので戻ってきてくれるな、頼むから療養所の中で死んでくれと言われ続けている入所者は決して少なくない。一方では、拉致から幸いにして日本に帰ってくれば大歓迎を受けているけれども、我々というのは、治っているのに、療養所にいる必然性は全くなくなっているのに帰ることを拒まれている。

身内ほど入所者を遠ざけるという言葉がありますが、先ほどからの証言の中にも具体例としてこういうことが語られておりました。改めてこういう問題については、検証会議の報告書の1ページとして記載をされるのではなくて、きょうのマスメディアの方の証言を聞いて思いましたのは、これまで検証会議が療養所を訪問しながら、その都度、2名あるいは3人の方を選んで、実際にこの耳で体験談を聞いてきたわけですが、これは1回1回の検証会議の記録の中では明確に残されていくんでしょうけれども、きょうの新聞記者の発言を聞きまして、ある意味では非常に私は衝撃を受けました。この発言の内容が、今回の証言集の1ページのどこかにちょこっと出るぐらいで終わってしまうのかということについても、先ほどからこだわり続けております。

私は、検証会議、検討会、あるいは調査班の報告集、非常にこれは考えるべき文章にな

と思うんですが、一般の市民レベルから見ると、ちょっと変な言い方ですけども、国民の側から見れば、あまり難しい内容を羅列していたのでは、つい避けて通られてしまうのではないかと。政府の金庫の中に眠ってしまったり、地方自治体のどこかの本棚に積み上げられたまま、ほこりをかぶることになるのではないかと、ひそかに懸念をしているものの一つです。

そういうことから考え合わせると、これまで検証会議で何名かを選んで、血のにじむような歴史的体験を吐露されたその一つ一つを、証言集として別に編んで出版することを考えてもいいのではないかと。この証言集がもし出版されることになれば、この証言集ほど多く国民に読まれるのではないかと。これをずっと私は考えながら、これまで同じ経験者の証言を聞いてまいりました。

それから、酒井先生のお言葉で、非常に私、感じるものがあつたんですが、感染症への過剰防衛という問題が指摘をされましたけれども、昔も今もこの問題は依然として解決されない。過ちが再び起こるのではないかと。危険性は、一般社会の中でも、政府の中にもあると思うんです。今、SARSという肺炎の問題が新聞紙上をにぎわしておりますけれども、やがて日本にも香港あたりから入ってくるのではないかと。ヒステリックにその問題の関心を集めているところです。もし、日本に入ってきたとすれば、HIVが日本に入ってきたときに、どういうふうに政府も国民も反応したでしょうか。マスメディアも非常にヒステリックに、恐怖感のみを国民の間に喧伝していった、つい最近の歴史があるじゃないですか。やはり再びこういう問題は起こり得ると。次元に立って、私たちは検証会議のどこかでこのことをぴしっと指摘していく必要があるのではないかと。

それから、先ほど鮎京先生から、今後、行政の分野の専門家、あるいは医療の分野の専門家も招いてお話を聞く機会を持ちたいと、考えつつあるんだというお話がございました。これは非常にいい発想だと思うし、やらなくてはならないことの一つだと思うんです。特に今回、マスコミの若い記者の方の証言を聞きまして、非常にそのことで、まなこのうろこを落とされた面もあつたと思うし、非常に爽快な気持ちを感じたのは私だけではないと思うんです。この貴重な、私は内部告発という言葉を使いましたが、このまま小さな記録集として片づけられてしまうことは、やはりどうかなと思うがゆえに、証言集を別なものとして発行したらどうか。こういう証言集こそ、国民が読んでくれるのではないかと思います。

それからもう一つ、あえて指摘をさせていただきますと、58年12月の東京における

国際らい学会で、日本のハンセン病政策の誤り、あるいはらい予防法の問題点を厳しく指摘されたんですけれども、ここで日本の専門家、お医者さんたちを含めて、行政官も多数出席をしていたはずなんですけれども、国際的な視野からの正論が、厳しい指摘がいつの間にか消えて、行政の面で生かされていない。これははずーっと何回も何回も、国際らい学会のあるたびに、WHOからも日本のハンセン病政策の誤りを指摘してきたんですが、なぜこれが行政に反映されなかったのか、生かされなかったのか。これはこれからの検証会議で、自然に明らかになっていくと思っています。

したがって、これからの検証会議のあり方は、その都度、その都度、私たちは客観的に突き放して考えたり、あるいはその一員として反省したりを繰り返しながら、よりよい、国民に読まれる報告書をつくり上げていかなければ、あまり意味がないのではないかと思います。長くなりました。

【金平座長】 ありがとうございます。

それでは、最後に、内田副座長にまとめをしていただきたいと思います。

【内田副座長】 それでは、座長からご指示がありましたので、少しまとめのごあいさつ、話をさせていただきたいと思います。

まず最初に、心からお礼を申し上げたいと思います。今回の検証会議は、非常に実り多いものではなかったかと考えております。聞き取りにご協力いただいた方々、そして検証会議の運営のために、いろいろと場所とかご尽力いただきました当園の自治会、園の方々に対しまして、心から感謝申し上げます。

それから、長時間にわたる議論を傍聴いただきました傍聴者の方々に対しましても、心からお礼を申し上げます。とりわけ今回は書記長会議があったということで、多くの支部長の方々が検証会議のご議論を傍聴いただきました。

全寮協の方々には、これまで傍聴いただいて、あるいは委員にお入りいただいてということで、連携してやらせていただいておりますけれども、今回は支部長の方々に直接、検証会議の議論を聞いていただいたということで、自治会と検証会議との距離が大分短くなったのではないかと思います。また、私どもが伝統ある支部長会議に出ささせていただきました、ごあいさつ申し上げられたということも、非常に実り多かつたのではないかと思います。

支部長会議のご議論を聞かせていただきますと、検証会議の活動を非常にご理解いただきまして、全面的に協力しようというご議論をいただきましたことを、心から感謝申し上げ

げたいと思います。

今回の検証会議でいろいろな方々からお話を聞かせていただきまして、今後の課題、宿題が、よりクリアな形で浮かび上がったのではないかと思います。例えば、療養所における学校の問題、それからマスコミの問題。それから、何よりも被害を考えるときには、場というものを広くとって、園の周りを取り巻く社会、歴史とか文化とか家族構成、いろいろな問題を視野に入れながら被害を考えていかなきゃいけないと、そういう貴重な材料をご提供いただいたのではないかと考えています。今、いただきました宿題を、今後、帰ってきて十分検討した上で、検証会議にふさわしい成果を国民に還元するように努力したいと思っております。

最後に、長時間議論をいただきました検証会議、検討会の方々に対しましても、心からお礼を申し上げたいと思います。

以上でございます。

【金平座長】 それでは、今、まとめていただきました。本日の第9回検証会議をこれで終わりたいと思います。皆様、ご苦労さまでございました。(拍手)

【事務局(加納)】 ありがとうございます。

すみません。事務局のほうからご連絡なんですけど、傍聴者の方にお配りしている被害実態調査員の名簿につきましては、古いほうの名簿しか資料として間に合いませんでしたので、そちらが上がっておりますが、きょう、承認していただいたのは4月15日付でいただいたもので更新がされております。沖縄愛楽園については、48名の方が登録していただいている形で承認いただいておりますので、ご協力どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。

了